

平成 21 年 6 月 4 日

各 位

会社名 シンキ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 竹田正広  
(コード番号: 8568 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 根本 要  
TEL: 03-3345-9341  
URL: <http://www.shinki.co.jp>

## 定款の一部変更および 全部取得条項付種類株式の取得に関する承認決議ならびに 基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 30 日付「定款の一部変更等および全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当該変更によって全部取得条項が付加された当社普通株式（以下「全部取得条項付種類株式」といいます。）の全部の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および当社普通株式の株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、いずれも承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 6 月 5 日から平成 21 年 7 月 4 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 5 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項付種類株式の取得の承認決議に基づき、平成 21 年 7 月 10 日を取得日として全部取得条項付種類株式を当社が取得するにあたり、本日開催の取締役会の決議において、平成 21 年 7 月 9 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）をもって、その所有する全部取得条項付種類株式を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付種類株式 1 株につき新たに発行する当社 A 種類株式を 0.00000006 株の割合をもって交付する株主様と決めましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 第 1 当社の定款の一部変更

##### I. 株券電子化に係る定款一部変更の件

本件は、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。これをもって、当社定款は、次のとおりに変更されました。

(下線は変更部分を示します)

| 旧 定 款                                     | 現 行 定 款 |
|---|---------|
| <u>(株券の発行)</u><br>第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 | (削除)    |

(下線は変更部分を示します)

| 旧 定 款   | 現 行 定 款   |
|---|---|
| <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第11条<br/>～ (条文省略)</p> <p>第43条<br/>～ (新設)</p> <p>～ (新設)</p> <p>～ (新設)</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 (現行どおり)<br/>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株主権行使の手続その他株式に関する取扱い</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条<br/>～ (現行どおり)</p> <p>第42条<br/>(附則)</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前2条および本条を削るものとする。</u></p> |

## II. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

本件は、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。これをもって、当社定款は、次のとおり変更されました。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款  | 新 定 款  |
|--|--|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、60,455万株とする。</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、60,455万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は60,454万株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は1万株とする。</u></p> |

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                                       | 新 定 款  |
|---|--|
| (新設)<br><br>(単元株式数)<br>第6条 当社の単元株式数は、100株とする。 | <u>(A種種類株式)</u><br>第5条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主またはA種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者およびA種種類株式を有する株主またはA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。<br><br>(単元株式数)<br>第6条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。 |
| (新設)  | <u>(種類株主総会)</u><br>第15条の2 第12条、第13条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。<br>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。<br>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。   |

### Ⅲ. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

本件は、本臨時株主総会および本種類株主総会において、それぞれ原案どおり承認可決されました。これにより、当社定款は、平成21年7月10日をもって、次のとおり変更されることとなりました。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 新 定 款   |
|---------|---|
| (新設)    | <u>(全部取得条項)</u><br>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行するA種種類株式を普通株式1株につき0.00000006株の割合をもって交付する。 |
| (新設)    | <u>(附則)</u><br>第4条 第5条の3の規定は、平成21年7月10日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条(附則第4条)を削るものとする。   |

#### 第2 全部取得条項付種類株式の取得と当該取得の対価が交付される株主に係る基準日の設定

当社は、会社法第171条及び上記新定款に基づき、平成21年7月10日（以下「取得日」といいます。）をもって、全部取得条項付種類株式の全てをこれを保有する株主様から取得し、その取得対価として、当該取得と引換えに、取得日の前日（以下「基準日」といいます。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様（但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）に対して、その所有する全株取得条項付種類株式1株につき、上記新定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を0.00000006株の割合をもって交付することといたしました。

#### 第3 当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関する1株未満の端数処理について 上記のとおり、新生銀行および新生フィナンシャル以外の本件株主様に対して当社が交付する

取得対価である当社A種種類株式の数は、新生銀行および新生フィナンシャルによる当社の完全支配化が達成されるよう、1株未満の端数となっておりますが、このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

即ち、当社では、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、新生銀行に対して売却することを予定しておりますが、かかる売却により得られた代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格（1株当たり100円）を基準として算定される予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は本完全支配化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、計算上の端数調整が必要な場合などにおいても、実際に本件株主様に交付される金銭の額が、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格と異なることがあり得ます。

#### 第4 日程（予定）

|                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| 整理銘柄への指定                        | 平成21年6月5日（金）  |
| 定款変更に関する通知公告                    | 平成21年6月5日（金）  |
| 全部取得条項付種類株式の取得に関する基準日設定に関する通知公告 | 平成21年6月5日（金）  |
| 当社普通株式の売買最終日                    | 平成21年7月3日（金）  |
| 当社普通株式の上場廃止日                    | 平成21年7月5日（日）  |
| 全部取得条項付種類株式の取得の基準日              | 平成21年7月9日（木）  |
| 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日        | 平成21年7月10日（金） |
| 全部取得条項付種類株式の取得の効力発生日            | 平成21年7月10日（金） |

なお、1株未満の端数処分代金のお支払いは、平成21年9月中旬以降となる見込みです。また、上記の日程は、諸事情により変更される場合があります。

以 上